

焼津市地域交流センター利用基準

焼津市地域交流センター(以下、センターという)を利用する際は、以下の内容についてご留意の上、利用してください。

(1)センター一覧

名称	位置	電話番号
焼津地域交流センター	焼津市本町5丁目6番1号	626-0888
大村地域交流センター	焼津市大覚寺3丁目5番地の5	629-3351
豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1	627-7310
小川地域交流センター	焼津市小川2724番地の1	624-8191
港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1	624-8855
東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地	628-2607
大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1	624-4302
和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2	623-1570
大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地	622-3111

(2)休館日

①月曜日、②12月29日～翌年1月3日まで

※焼津地域交流センターの休館日は②のみ

(3)開館時間及び使用区分

① 開館時間 9:00～21:30

② 使用区分 午前9:00～12:00、午後13:00～17:00、夜間18:00～21:30

(4)使用団体・個人登録

センターを使用する団体・個人は、事前に登録を行う必要があります。

登録手順は以下のとおりです。

登録申請 QR コード



①オンラインで利用者登録申請を行います。

②センターから本登録のための日程調整の連絡をします。

③センターにお越しいただき、本登録のための聞き取りを行います。

④審査完了後、センターからメールにて本登録完了の連絡をします。

※登録を完了すると全てのセンターを使用することができます。

※個人登録とは、1人でセンターを使用する場合の登録です。

※オンラインで登録ができない方は、センターにお問合せ下さい。

※登録内容に変更が生じた場合には、変更申請をして下さい。

変更申請 QR コード



(5) 使用申請(予約申込)方法

使用申請 QR コード

・インターネットで「公共施設予約システム」により申請(申込)していただきます。

・使用する日の3か月前の 10 時からインターネットで予約ができます(先着順)。

・利用許可については、メールでお知らせします。

※市の主催行事等は 3 カ月前よりも、先に予約をしている場合があります。



(6) 利用方法

①センター窓口で許可メールを提示してください。(スクリーンショット可)

②納付書、鍵等を受領し、会議室等をご使用ください。

※鍵をお渡しするのは、原則として各使用区分の開始時間となります。

(7) 使用料の納付

支払い期限: 使用日から 14 日以内

支払い方法: ①電子決済にて窓口で納付 ②納付書にて銀行で納付

使用料 QR コード

市ホームページにてご確認ください。 ※使用料は公民館と同じ。令和6年3月31日まで確認可能→

(令和6年4月1日以降は焼津市地域交流センターのホームページよりご確認ください)



(9) 使用料の減免・加算

全額減免	行政機関(本市)、地域団体等、障がい者団体
半額減免	社会教育団体(※1)、福祉関係団体(※2)
100%加算 (2倍)	・活動拠点を市外に置く団体など焼津市民以外(※3)の者が使用する場合 ・営利事業者(団体・個人)

※1 社会教育団体への登録を希望する場合は、センターまたはスマイルライフ推進課(631-6862)にお問合せ下さい。

※2 福祉関係団体への登録を希望する場合は、地域福祉課(631-5530)にお問合せ下さい。

※3 市内に在住、在学、在勤する個人又は次の各号のいずれかに該当する団体を焼津市民とし、焼津市民以外の者が使用する場合は使用料を加算します。

①構成員の2分の1以上が市内に居住又は在学、在勤している団体

②活動拠点が市内にある団体

③主たる事務所を市内に有する団体

(10)施設利用の考え方

利用の目的及びその実態が、幅広い世代の地域住民が集いつながる「交流拠点」、趣味・就労等の生きがいづくりや健康づくりなど様々な知識を学び、楽しむ「生きがい拠点」、自治会や地域の団体、事業者など多様な主体が支え合う「活動拠点」という地域交流センターの基本方針に沿っており、地域の振興、発展や公共の福祉に寄与すると認められる内容であれば、地域の多様な主体が様々な活動に利用することができます。

(11)使用できる主な活動

- ① 社会教育団体等がその活動のために使用する場合
- ② 自治会や地域協議会、PTA、子供会、さわやかクラブなどの地域の団体が会合、行事等のために使用する場合
- ③ 個人的な使用の場合(学習室として利用、友人との交流会など)
- ④ 公共の福祉に寄与する活動で使用する場合(募金活動、チャリティーイベントなど)
- ⑤ 企業や団体、個人事業者が、公共性が認められる活動で使用する場合、または地域交流センターの設置目的である3つの基本方針に沿っており、地域の振興、発展や公共の福祉に寄与すると認められる内容で使用する場合

〈事業者の活動例〉

- ・市、地域団体、公共的団体が主催・共催・後援するマルシェや朝市で食料品を販売
(公共的団体:社会福祉協議会、商工会議所、農協、漁協など)
- ・地域団体が主催するお年寄りの居場所づくりで弁当と飲み物を販売
- ・民間事業者による生涯学習に資する教育事業(月4回まで)
(ダンス、フィットネス、料理、ピアノ、書道、英会話、パソコンなど)
- ・塾や教室の講師によるレッスン、発表会、展示会、技能検定試験等(月4回まで)
- ・参加費を徴するコンサート、講演会、著名人の講座等
- ・地域住民と一緒に参加する研修会(月4回まで)

※上記の内容であっても、施設の管理運営上支障がある場合に、使用できないこともあります。

(12)使用できない場合

- ① 地域交流センターの設置の目的に反するとき
- ② 公の秩序及び善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員が使用するとき
- ④ 地域交流センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- ⑤ 専ら営利を目的とするとき
- ⑥ その他地域交流センターの管理運営上支障があるとき

(13)その他 センター利用上の注意

〈使用を中止する場合〉

使用を中止するときは、使用日の7日前(当該日が休館日の場合はその前日)までに、使用するセンターに必ず連絡してください。

〈使用料の不還付〉

納付された使用料は、以下の場合に該当する場合を除き、還付できません。

- ①使用者が自己の責めによらない理由で使用することができないとき。
- ②使用者が使用許可を取り消し、又は変更を承認された場合で、市長が必要と認めたとき。

〈会議室等の利用〉

- ・机、いす等の使用した備品は元の配置に戻してください。
- ・ゴミは持ち帰ってください
- ・使用後は使用報告書を窓口に提出してください。
- ・備品等を破損した場合には、必ず窓口に報告してください。(修繕費用は利用者の負担となります。)
- ・調理実習室等の決められた場所以外は、火器の使用はできません。
- ・地域交流センター敷地内は禁煙です。
- ・会議室の利用中に職員が立ち入らせていただく場合があります。

〈センター内の飲食〉

- ・センター内の飲食については可能です。(図書室等一部飲食できない場所がございます。詳しくは各センターにご確認ください。)
- ・飲酒については自治会や町内会、地域協議会等の地縁団体に限り、当該団体が主催する下記のような行事で、センター所長に事前に飲酒行為申請書を提出して、協議を済ませ、許可を受けている場合は可能とします。

行事例:地縁団体が主催する交流や親睦、慰労等を目的とした懇親会、反省会、慰労会

注意事項:飲酒を認める場合であっても、当該施設が公共施設であり、他の使用者や周辺に居住する住民がいることなどを踏まえ、節度を持って使用するとともに、交通ルール(自転車を含め飲酒運転は絶対にしない)や利用マナー(清掃、ごみの持ち帰り)を遵守してください。

〈未成年者の利用〉

- ・未成年者の使用に当たっては、午前と午後については使用者が中学生以下の年齢であるときは高校生以上の同伴を要するものとします。また、夜間については使用者が高校生以下(18歳を含む)の場合は保護者の同伴を要するものとします。